

美濃市空家等の適正な管理及び利活用の促進に関する条例（案）に対し応募のあった意見の概要及び対応方針

意見内容（概要）	市の考え方（対応）
美濃市の現状及び今後を想定した内容になっているか。	空家の増加は全国的な問題であり、当市においても空家の相談が多数寄せられております。その相談の状況から、対象となる建築物に、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」という。）では謳われていない長屋及び共同住宅の住戸を含めるよう定め、より広い範囲での対応ができるようにしております。また、空家特措法では、空家等とは、「居住その他の使用がなされていないこと」とされており、概ね年間を通じて建築物等の使用実績がないことが一つの基準とされていますが、居住者がいなくなって1年が経過していない建物でも、法に定める特定空家等（そのまま放置すれば倒壊等保安上危険及び著しく衛生上有害）に該当する建物の存在が考えられることから、そのような建物を本条例で対応できるよう規定しています。
2（8）その他の事業者とはどのような事業者を指しているか。	全国では様々な業種が空家の活用を行っている事例があり、宿泊業や飲食業、福祉関連の業種など、不動産、建設に限定されない業種を想定しています。
2（10）に該当する団体はどのような団体か。	NPO法人等を想定しています。
空家対策協議会の委員構成の規定が曖昧ではないか。	本条例は、個人の財産権と住民の生活権との対立に鑑み、公共の福祉のもとに財産権を規制しようとするものであるため、より多くの意見を参考とすることは大変重要です。委員構成については、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定を踏まえ検討を行います。